

公募要領について

2021年 4 月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

省エネルギー部「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」事務局

e-mail : shouene@nedo.go.jp

公募要領 個別課題推進スキーム

表紙（受付期間・問い合わせ先）



2021年度 脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術 の研究開発・社会実装促進プログラム 個別課題推進スキーム 公募要領

本公募要領はNEDOのホームページ (<https://www.nedo.go.jp/>) の
公募・調達サイトからダウンロードすることができます。

＜応募書類受付期間＞

HP提出：3/29(月)～5/13(木)正午

＜省エネルギー効果量事前確認期間＞

HP提出：3/29(月)～5/6(木)正午

■応募書類受付期間

NEDO HP提出：2021年3月29日(月)～2021年5月13日(木)正午

■省エネルギー効果量の事前確認期間

NEDO メール提出：2021年3月29日(月)～2021年5月6日(木)正午

＜お問い合わせ＞

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」事務局

電子メールアドレス：shouene@nedo.go.jp

【注意】お問い合わせは必ず電子メールでお願いします。

問い合わせ先：

shouene@nedo.go.jp

P.1 1 - 3. (1) 対象となる「エネルギー」
P.2 1 - 3. (3) 技術開発フェーズ
P.5 1 - 3. (4) 組み合わせ及び事業期間中の審査



1 - 3. 事業内容

(1) 対象となる「エネルギー」

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、省エネ法)に定められたエネルギー(燃料、熱、電気)を対象としています。本プログラムでは、これらの大幅な使用量削減が見込まれる技術の開発に対し助成します。省エネ法に合致しないエネルギーは対象外です。

例えば、総エネルギー量の使用量削減を伴わない燃料転換、使用エネルギーの一部を単に、風力、太陽光等の再生可能エネルギーで代替したもの、原子力発電、バイオマス燃料製造、化学品製造の原料として用いる化石資源の削減などは対象としません。詳しくは、経済産業省資源エネルギー

エネルギー使用量削減のない
技術 & 再エネは対象外。

(3) 個別課題推進スキームにおける技術開発フェーズ

<FS (Feasibility Study) 調査>

企業等が保有・検討している技術シーズの事業性検討、開発シナリオ策定や省エネルギー効果検討等を行うために研究の事前調査を行います。

事業費上限：1千万円/件・年(NEDO助成費+実施者負担分)

助成率：3/4

事業期間：1年以内(事業終了は2月の予定)

FS調査について

今年から新たなフェーズ追加

インキュベーション研究開発、
実用化開発・実証開発フェーズの事前検討の位置づけ。

(4) 個別課題推進スキームにおける技術開発フェーズの組み合わせ及び事業期間中の審査

FS調査を含み、応募タイプは下記7タイプから選択ください。

タイプA：「インキュベーション研究開発」+「実用化開発」+「実証開発」

タイプB：「インキュベーション研究開発」+「実用化開発」

タイプC：「インキュベーション研究開発」+「実証開発」

タイプD：「実用化開発」+「実証開発」

タイプE：「実用化開発」

タイプF：「実証開発」

タイプS：「FS調査」

FS調査は他フェーズと組み合わせ不可。

実用化開発・実証開発は

3年および4年事業は2年目終了前

5年の事業は3年目終了前に

「中間評価」

P.7 2－3. 実施体制

1名の技術開発責任者（FS調査責任者）を選出。
技術開発責任者は、主任研究者候補（委託先、
共同研究先は除く）から選出。

2－3. 実施体制

- (1) 個別課題推進スキームの全ての技術開発フェーズにおいて、企業が助成先に含まれていることが必要です。
- (2) 個別課題推進スキームでは技術開発責任者（調査責任者）を実施体制内で1名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとりまとめの他、NEDOとの調整及び委員会等での進捗状況報告を担当していただきます。なお、技術開発責任者は主任研究者候補（委託先、共同研究先を除く）から選出してください。
- (3) 複数の法人で応募される場合、各法人における役割分担及び各々の技術開発費を明確にしてください。
- (4) 国立研究開発法人及び大学等から民間企業への委託等は、原則として認めません。
- (5) 大学等の単独提案は、原則として認めません。

学術機関等から民間企業への委託・
共同研究は原則不可。

実施体制が大学等のみで構成される
提案は原則不可。

P.8 2-5. 助成対象費用

2-5. 助成対象費用

(1) 助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費とする。

(2) 研究員費（労務費）は、原則として健保等級により算定します。

(3) 委託先又は共同研究先がある場合には、委託費と共同研究費の合計額を助成事業者毎の年間技術開発費総額の50%未満とすることが必要です。

(4) 助成事業者（提案者）が学術機関（国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人）等と共同研究を実施する場合には、同交付規程第6条第2項に基づき、当該共同研究費については定額助成*します。

(5) 助成事業者と委託先又は共同研究先との契約においては、委託又は共同研究に係る費用を助成事業者が全額負担（消費税を含む）する契約としてください。

委託・共同研究費は助成事業者ごとの年間技術開発費の50%未満とすること。

共同研究先が学術機関等の場合、費用はNEDOが100%助成（条件あり）。

* 「定額助成」とは年間技術開発費総額の1/3の額、又は5千万円のいずれか低い額を上限とし、当該経費には助成率は乗じないもので、共同研究費と委託費とを合わせた共同研究費については定率助成となります。

提案者と委託・共同研究先間の契約は、費用は提案者が全額負担（消費税含む）する契約とすること。

「定額助成」は、助成事業者が学術機関等と共同研究を実施する場合には、学術機関等が助成事業者（提案者）となる場合や、助成事業者（提案者）が学術機関等に技術開発の一部を委託する場合は、定額助成とはなりませんので注意してください。上記(3)、(4)項の内容を図示すると、下記のとおりです。

P.9 3. 提出期限及び提出先

3. 提出期限及び提出先

3-1. 省エネルギー効果量算定の事前確認について

省エネルギー効果量の算定根拠や考え方について、NEDO の事前確認を受けることが可能です。事前確認を希望するかたは、省エネルギー効果量の計算フォーマットを公募事務局までメールにて送付ください。なお、事前確認後も、省エネルギー効果量の変更は可能です。また、省エネルギー効果量の事前確認は必須ではありませんが、可能な限り、事前確認いただくことを推奨します。

事前確認提出期限：2021年5月6日（木）（締め切りの1週間前）

省エネ効果量の事前確認を推奨。
計算フォーマットを事務局にメール送付。

3-2. 提出期限

本公募要領に従って、以下の提出期限までにアップロードしてください。郵送や持参等は受け付けません。

提出期限：2021年5月13日（木）正午アップロード完了

期限までにアップロードされなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「応募書類作成における注意事項」を熟読の上、注意して記入してください（提案書のフォーマットは変更しないでください）。

応募状況等により公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOホームページにてお知らせします。

提出はNEDOのHPからアップロード。
期限までに受理されなければ無効となる。
公募期間を延長する場合がある。

3-3. 提出先

Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/u5gur5jw6wkc>

P.10-11 4-1. 提案書及び応募書類等様式

4. 応募方法

4-1. 提案書及び応募書類等様式

■入力項目

①提案名(テーマ名。) (※)

②提案方式(全体提案)

③代表法人番号

④ **WEB入力フォームで①～⑱を入力、
⑲をアップロード。**

- ⑤ ・ 提出時に受付番号が付与される。
- ⑥ ・ 再提出時、初回の受付番号を入力。
- ⑦ ・ 最後の提出版のみ有効となる。

⑧ ⑪研究開発の概要 (1000 文字以内)

⑨ ⑫技術的ポイント (※)

⑩ ⑬代表法人主任研究者 (※)

⑪ ⑭共同提案法人主任研究者名 (複数の場合は、列記) (※)

⑫ ⑮利害関係者 (※)

⑬ ⑯研究体制 (担当研究開発項目番号と法人名を入力)

例：研究開発項目①××会社、〇〇大学、研究開発項目②

⑭ ⑰研究期間 (提案する研究期間を記載。)

⑮ ⑱提案額 (助成率を適用する前の提案総額を記入)

⑯ ⑲初回の申請受付番号 (再提出の場合のみ)

⑰ ⑳提出書類 ((1) 提出書類のアップロード)

(1) 提出書類

- ・ 提案書表紙 (様式 1)
- ・ 提案書要約版 (様式 2、様式 3-1、様式 3-2)
- ・ 提案書本文 (様式 4)
- ・ 事業成果の広報活動について (様式 5)
- ・ 非公開とする提案内容 (様式 6)
- ・ 主任研究者の研究経歴書 (様式 7)
- ・ NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票 (様式 8)
- ・ 利害関係の確認について (様式 9)
- ・ 財務状況報告書 (様式 10) (※中小企業のみ)
- ・ e-Rad 応募内容提案書 (詳細は(2))
- ・ 会社案内 (会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書)
- ・ 直近の事業報告書
- ・ 財務諸表 (原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー表)
※要旨版ではなく、各費目の内訳を示す詳細版を3年分提出すること。
※提案者が中小企業で、委託先・共同研究先に中小企業を有する場合は、委託先の決算報告書も合わせて提出すること。

NEDOの定めた様式を使用し、日本語で作成。

様式2, 様式3-1: Excel

それ以外: PDF

一つのzip ファイルにまとめアップロード。

P.11 4 - 2. 応募書類作成における注意事項

4 - 2. 応募書類作成における注意事項

① 提案書表紙（様式1）

- ・複数の法人による連名提案の場合は、提案者毎に表紙を作成してください。

② 提案書要約版（様式2、様式3-1、様式3-2）

③ 提案書本文（様式4）

- ・必ず20ページ以内で記載してください。21ページ目以降は審査の対象としません。
なお、FS調査は10ページ以内で記載してください。

⑥ 主任研究者の研究経歴書（様式7）

- ・助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の
行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載

⑦ NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（様式8）

- ・過去15年以内に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの名
載してください（直接的なものに限らず、波及効果・派生技術・

⑧ 利害関係の確認について（様式9）

- ・「提案者名」、「研究開発テーマ」及び「技術的なポイント」を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者
とりわけ競合関係に当たるかどうか、の資料です。技術的なポイントについては、競合関係を特定する
ことが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載してください。また、利害関係者とお考えに
なる者がいらっしゃる場合も記載してください。

⑨ 財務状況報告書（様式10）

- ・本事業の実施者が2-1（2）で示す経理的基礎を有するかどうかをNEDOで確認するた
め、本事業の提案者が中小企業に該当する場合は提出してください。
- ・入力の際には、（様式10）財務状況報告書参考資料を参照してください。

複数の法人で提案の場合、

- ・様式1、様式7、様式10を
提案者ごとに提出。

公正な採択審査の徹底

- ・採択審査委員の選定段階で、
提案者の利害関係者を排除。
- ・提案情報は審査以外の目的で
利用禁止。

P.13 4-3. 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

P.13 4-4. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録



4-3. 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

応募要件に合わない提案者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。

- ・提出された提案書を受理した際にはメールにて連絡します。
- ・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。

4-4. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募受付期間内に、e-Rad へ応募基本情報の登録を完了してください。

（e-Rad ポータルサイト <https://www.e-rad.go.jp/>）

手続きの概略を①～④に示します。（参考＜添付資料4＞）

**応募書類に不備がある場合、
提出期限までに修正すること。
期限以降は修正不可。**

①所属研究機関の登録とログインIDの取得

応募までに、提案者の所属する研究機関（所属研究機関）です。また連名提案の場合、それぞれの提案者の所属機関が登録されていることが必要です。

各所属研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を1名（研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請者申請も併せて）行ってください。

登録されると、ログイン用ID（11けた）、所属機関及び電子証明が発行されます。なお、登録手続きに2週間以上かかる場合があります。Rad操作マニュアルを参照してください。

e-Rad研究機関向けページ システム利用に当たっての事前準備

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.htm

e-Rad研究者向けページ システム利用に当たっての事前準備

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

**「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」
への登録・申請**が必要。

登録は下記URL：

<https://www.e-rad.go.jp/>

要領に記載の手順で提出してください。

研究機関の登録手続きに2週間以上かかる場合もあります。

応募予定の方は早めに登録してください。

P.15 7-1. 審査の方法

P.16 7-3. 審査結果の通知及び公表



7-1. 審査の方法

- (1) 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- (2) 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
- (3) すべての応募タイプについて、審査の過程で、プレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。プレゼンテーションを実施していただく場合の日時・場所等は、NEDOから様式2に記載いただいた連絡先へ電子メールにてご連絡いたします。なお、プレゼンテーションの資料は個別課題推進スキーム指定の様式(「2021年度 脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム 公募」のウェブサイトに掲載)で作成してください。
- (4) 提案内容の確認のために、説明又は追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に助成事業者を決定します。
- (6) 助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

7-3. 審査結果の通知及び公表

- (1) 採択された事業については、NEDOから提案者に採択審査結果通知を郵送します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は2021年7月下旬を予定しています。
- (2) なお、採択にあたってはNEDOから条件を付す場合があります。
- (3) 採択した事業に関しては、提案者名、事業名及び事業の概要をNEDOのウェブサイトに公表します
- (4) 採択審査委員(評価者)の所属、氏名については採択決定後にNEDOのウェブサイトに公表します。
- (5) 必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

< 審査について >

「FS調査」以外のすべての応募タイプで

プレゼンテーション審査を行う場合があります。行う場合の日時、場所等はNEDO事務局より連絡します。

審査基準は7-2.
スケジュールは7-4.
をご覧ください。

採択テーマの概要については、原則公開します。

P.17 7-4. スケジュール

P.17 8-1. (2) 交付申請書作成にあたっての制限

P.18 8-2. (6) 次の技術開発フェーズに進むための評価



7-4. スケジュール

2021年

5月13日(木) 正午……………公募締め切り

6月(予定)……………外部有識者による採択審査委員会

7月(予定)……………採択結果の決定及び通知

8月～9月(予定)……………交付決定・事業開始

8-1. 助成金の交付申請及び交付決定

(2) 交付申請書作成にあたっての制限

応募時に提出していただいた提案書に記載された内容を逸脱した交付申請(例えば、計画の大幅な変更、提案書に記載された実施体制の変更、提案書に記載された技術開発費の年度ごとの総額を超える申請等)は、原則として認められません。

また、採択時に条件が付された場合、その条件に従って作成していただく必要があります。

(6) 次の技術開発フェーズに進むための評価

複数の技術開発フェーズの組合せで採択された場合は、次の技術開発フェーズに進む際、ステージゲート審査を受けていただきます。その際の審査結果に基づいて次の技術開発フェーズに進むか(技術開発上限の見直しを含む)中止するかをNEDOが決定します。また、3年および4年の期間で事業を行う場合は、2年目終了前に中間評価を行い、その際の審査結果に基づいて継続か中止かをNEDOが決定します。実用化開発フェーズで5年の期間で事業を行う場合のみ、3年目終了前に中間評価を行います。

・ステージゲート審査：現技術開発フェーズ終了前

・中間評価：3年および4年事業の2年目終了前、
実用化開発フェーズで5年事業のみ、3年目終了前

採択後、**交付申請書**を提出。
採択決定後、**提案者の判断で実施体制を変更することは、特別な理由がある場合を除き不可。**

提案時の技術開発費の年度毎の**総額を超えた申請も不可。**

中間評価

3年および4年事業の2年目終了前

5年事業の3年目終了前

ステージゲート審査委員会

現フェーズ終了前

に開催、次の段階への継続可否を決定。

P.21 8－3. 技術開発の終了後

P.21 9. 問い合わせ

8－3. 技術開発の終了後

(1) 事後評価の実施

技術開発終了後に実施する予定の事後評価に協力していただきます。

(5) 調査への協力

- ① 技術開発終了後、成果のフォローアップ調査を行う予定です。ご協力をお願いします。
- ② 技術開発終了後、本技術開発成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、＜添付資料6＞をご覧ください。
また、特許等の取得状況調査についても、協力いただく場合があります。

テーマ終了後に事後評価があります。
また、開発成果についての追跡調査もございますので、ご協力よろしく願いいたします。

9. 問い合わせ

本件に関する質問等に関しては公募説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせに関しては、公募締め切り前日の17時まで、下記宛電子メールで受け付けます（日本語のみ）。また、希望者に対しては、面談も受け付けます。（審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。）

○お問い合わせ先、面談お申し込み先：

NEDO 省エネルギー部

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」事務局

電子メールアドレス：shouene@nedo.go.jp

○e-Rad の操作方法に関しては、下記 e-Rad ヘルプデスクへお問い合わせください。

＜e-Rad ヘルプデスク： Tel：0570-066-877 9:00～18:00（平日）＞

問い合わせは電子メールのみで受け付けます（日本語のみ、電話不可）。
※希望者には面談可能。

P.27 添付資料2 助成事業のポイント

<添付資料2>

「助成事業」のポイント

項目	助成事業（本プログラム）
実施主体	助成事業者（助成事業者が主体的に取り組む技術開発事業を、NEDOがその事業費の一部を負担することで支援します）
消費税	対象外経費（税法上は、不課税取引として課税売上計上しない）
研究資産の帰属	助成事業者（処分制限期間があります。 本文「8-3.」及び交付規程第16条参照）
事業成果の帰属 （含む知財）	助成事業者
研究開発体制	NEDO ⇒ 助成事業者（⇒ 委託先） （⇒ 共同研究先）
事業内容の変更の際の 事務手続き	「主要な内容の変更」の場合 計画変更承認申請書の提出、 NEDOの承認（変更交付決定含む） 「軽微な変更」の場合 計画変更届出書の提出
複数年度契約における 期間延長手続き	計画変更承認申請書の提出、NEDOの承認（変更交付決定含む）
資産登録	処分制限財産について年度末にNEDOに報告、また資産標示票 （NEDOのロゴシール）を貼付
NEDOの支払額	対象とする経費実績額×助成率
収益納付	あり（本文「8-3.」。助成事業の完了年度の翌年度以降、7年間 （実用化開発フェーズは8年間）は納付、詳細は交付規程第25条 を参照）
財産処分制限	あり（対象は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上 の機械及び重要な器具その他の財産）
企業化状況報告書	あり（助成事業完了年度の翌年度以降、7年間（実用化開発フェー ズは8年間）は提出、詳細は交付規程第24条を参照）

1. 処分制限：交付規程 第16条

- ・取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械および重要な器具その他の財産が対象（耐用年数内）。
- ・期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。

[内容]

助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合には、あらかじめ、**当機構の承認を受ける**必要がある。

2. 収益納付：交付規程 第25条

- ・助成事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。
- ・期間は、**助成事業の完了年度の翌年度以降7年間**とする。
※実用化開発フェーズは8年間。

3. 企業化状況報告書：交付規程 第24条

- ・助成事業者に助成事業の**完了年度の翌年度以降7年間**、当該助成事業に係る**過去1年間の企業化状況について、報告書を提出**させるものとする。
※実用化開発フェーズは8年間。

P.29 添付資料3 省エネルギー効果量の計算方法と算出例



<添付資料3>

省エネルギー効果量の計算方法と算出例

必要な省エネルギー効果量は、必ず下記の2つの指標に基づいて計算してください。

$$2040\text{年時点の省エネルギー効果量} = \text{指標A} \times \text{指標B}$$

指標A：単位当たりの省エネルギー効果量

当該技術開発による成果物1つ当たりのエネルギー削減量です。

指標B：2040年時点の市場導入(普及)量

適用可能な対象市場自体の大きさに対する市場占有率から算出してください。

●省エネルギー効果量算定に当たっての注意

- 省エネルギー効果量は、必ず原油に換算(単位はkL/年)して表記してください。
この場合、発熱量1MJを原油 2.58×10^{-5} kL(※)としてください。

※発熱量1メガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算すること(省エネ法施行規則第4条)による。

- 計算の過程でエネルギー源を熱量に換算する場合は、(別表1)エネルギー源別標準発熱量のうち標準総(高位)発熱量を使用してください。特に、機器の消費電力を換算する際、誤って電力発電端発熱量(8.562MJ/kWh)を使用する提案が多数あります。送電時の損失等を加味した電力受電端発熱量(9.370MJ/kWh)の使用が正解ですので、ご注意ください。

- 省エネルギーとは、使用する総エネルギーの合理化ですので、省エネルギー効果量算定にあたり、非化石エネルギーへの置き換え等は対象外ですので、ご注意ください。

- 計算に用いる数字を設定する際は、客観的なデータを基に使用してください。対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と合わせて示してください(特に、「実用化開発」や「実証開発」については、現状の占有率を考慮しつつ、現実的な予測の根拠を示してください)。

- 成果物が最終製品ではない場合には、当該技術の貢献度を加味して算出してください。

●省エネルギー効果量算定様式

- 公募資料の中に、省エネルギー効果量の計算に用いるフォーマットを掲載しております。このフォーマットに基づいて、算定した省エネルギー効果量を提案書に記載ください。

指標A：単位当たりの省エネルギー効果量

⇒成果物1つ当たりのエネルギー削減量

指標B：2040年時点の市場導入量

⇒市場導入量＝その時点でのストック

原油への換算は、

発熱量1MJを原油 2.58×10^{-5} kL

としてください。

機器の消費電力を熱量換算する場合は、

電力受電端発熱量を使用してください。

計算に用いる数字は**客観的データを基に使用**してください。また、**市場の規模や占有率の予測は根拠を明記**してください。

省エネ効果量の事前確認を推奨。

計算フォーマットを事務局にメール送付。

公募要領 重点課題推進スキーム

※個別課題推進スキームとの相違点のみ

P.2 1－3. (2) 公募の対象となる技術開発課題

(2) 公募の対象となる技術開発課題

「公募の対象となる技術開発課題」一覧：

重点課題推進スキームでは、
技術開発課題が
8 課題(課題番号A～H)
に限定されています。

	技術開発課題	例
A	熱エネルギーの有効利用・高効率熱供給に関する革新的な技術開発	高効率電気加熱、高効率空調等
B	第4次産業革命技術を活用した省エネに資する革新的な技術開発	交通流制御システム、スマート物流システム等
C	電力需給の調整力・予備力に関する革新的な技術開発	柔軟性を確保した系統側／業務用・産業用高効率発電電力の需給調整、次世代配電等
D	IoT・AI活用省エネ製造プロセスに関する革新的な技術開発	工場内モニタリング・制御技術 等
E	省エネ型データセンターに関する革新的な技術開発	省エネ型機器、運用管理技術等
F	パワーエレクトロニクスに関する革新的な技術開発	次世代省エネ機器、次世代受動素子・実装材料等
G	エネルギーマネジメントに関する革新的な技術開発	需要側のエネルギー消費の全体統合・制御技術、都市とモビリティのエネルギー最適化等
H	A～G以外のカーボンニュートラルに寄与する革新的な省エネルギー技術開発	—

※本技術開発課題は資源エネルギー庁から政策的に必要があるとして設定したテーマであり、課題番号 G は情報提供依頼 (RFI: Request for Information) にも基づいて設定したテーマである。

P.3 1 - 3. (3) 重点課題推進スキーム P.4 1 - 3. (4) 事業期間中の審査



(3) 重点課題推進スキーム

対象：2050 年を見据え、業界の共通課題及び異業種に跨る技術開発や新技術に関する統一的な評価手法の開発等、複数事業者が連携・協力して取り組むべきテーマ（技術開発課題）に係る技術開発
技術開発費上限：10 億円／件・年（NEDO 助成費+実費）
助成率：2／3 以内、フェーズⅡ以降は1／2 以内
事業期間：10 年以内（事業終了は2 月の予定）

<対象>

業界の共通課題及び異業種に跨る課題の解決に繋げる革新的な技術開発や新技術に関する統一的な評価手法の開発等、複数事業者が連携・協力して取り組むテーマに係る技術開発。

(4) 事業期間中の審査

5 年超の事業の場合は、フェーズⅠとフェーズⅡを設定し、フェーズⅠ終了時に審査を行い、次フェーズの継続の可否を判断します。

各フェーズにおいて、原則2 年目終了前に、「中間評価」を行い、その評価結果に基づき継続か中止かをNEDOが決定します。なお、各フェーズについて5 年事業の場合、延長の可否を判定します。

なお、次の技術開発フェーズに進む、または事業を継続するにあたっては、審査が必要です。

また、原則毎年度末に有識者で構成する「技術委員会」を開催します。ただし、NEDOが不要と認めた場合はその限りではありません。

4年事業の場合



★ 中間評価
★ ステージゲート
★ 技術委員会

5年事業の場合



5年超事業の場合



<事業期間中の審査>

- ・ 3 年および4 年事業の場合、2 年目終了前に、5 年事業の場合、3 年目終了前に「中間評価」
- ・ フェーズⅠ終了前に「ステージゲート審査」
- ・ 原則、毎年度末に「技術委員会」を開催。

2-3. 実施体制

- (1) 事業期間内に2社以上の企業が助成先として参画することが必要です。
- (2) 開発成果の普及を促す取組を主導する組織、団体等を実施体制に含めてください。
- (3) 技術開発責任者を実施体制内で1名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとりまとめの他、NEDOとの調整及び委員会等での進捗状況報告を担当していただきます。なお、技術開発責任者は主任研究者候補（委託先、共同）です。
- (4) 各法人における役割分担及び各々の技術開発費を明確にしてください。
- (5) 国立研究開発法人及び大学等から民間企業への委託等は、実施体制に含めてください。

<実施体制の要件>

- ・事業期間内に **2社以上の企業** が助成先として参画すること。
- ・開発成果の普及を促す取組を主導する **組織・団体等を実施体制に含める** こと。

2-4. 必要とされる省エネルギー効果量（重点課題推進スキーム）

本事業に応募するためには、国内において「2040年度時点で10万kL/年以上」の省エネルギー効果量（原油換算値）が必要です。

<必要とされる省エネルギー効果量>

- ・ **2040年時点で10万kL/年以上**

※本スキームでは**費用対効果**の考え方は**導入しておりません**。